

投資主各位

(証券コード 9285)

2021年9月2日

東京都千代田区麹町二丁目3番地

麹町プレイス8階

東京インフラ・エネルギー投資法人

執行役員 永 森 利 彦

## 第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、書面による議決権の行使をされる場合、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年9月16日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）の規定に基づき、現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。

従いまして、投資主様が当日ご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該相反する議案のいずれをも除きます。）について、賛成されるものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

### 【本投資法人現行規約抜粋】

#### 第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月17日（金曜日）午前10時  
（受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区六番町15番地  
主婦会館プラザエフ  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

本投資主総会は開催場所が前回と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

3. 投資主総会の目的である事項

決 議 事 項

- |       |              |
|-------|--------------|
| 第1号議案 | 規約一部変更の件     |
| 第2号議案 | 執行役員1名選任の件   |
| 第3号議案 | 補欠執行役員1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監督役員2名選任の件   |

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のウェブサイト（<https://www.tokyo-infra.com/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、議決権行使書面とともに代理権を証する書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会においては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を踏まえ、感染拡大防止に向けた対応を実施いたします。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について」をご確認ください。

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について

### 【ご出席及び議決権行使に関するお願い】

- 本投資主総会へのご出席を検討いただいている投資主様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ご健康状態によらず、極力、書面により議決権行使をいただき、投資主総会当日のご来場をお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。なお、書面による議決権行使につきましては、招集ご通知に同封しております議決権行使書面をご活用ください。
- 特に、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、その他健康状態にご不安を感じられる方におかれましては、本投資主総会へのご出席をお控えいただくことを強くお勧めいたします。

### 【会場でのお願い】

- ご来場の際には、会場設置のアルコール消毒液による手指消毒とマスクを着用してのご来場などの感染予防対策にご協力くださいますようお願い申し上げます。
- 会場受付にて、非接触体温計で検温を実施いたします。検温で37.5℃以上の発熱があると認められる投資主様や、咳など新型コロナウイルス感染を疑わせる症状がある投資主様、また、検温にご協力いただけない投資主様には会場内へのご入場をご遠慮いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。  
なお、本投資主総会中に体調不良と見受けられた投資主様には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、ご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- ご来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員及び運営スタッフ等の席の間隔を広くとるため、前回の投資主総会よりも少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性があります。万が一お席がご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、時間に余裕をもって会場にお越しいただきますようお願い申し上げます。
- 上記の他、本投資主総会の秩序維持及び新型コロナウイルス感染予防の観点から、必要な措置を講ずる可能性がございますので、ご理解及びご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 【本投資法人の対応】

- 本投資法人役員及び運営スタッフは、検温を含め体調に問題がないことを確認のうえ、原則としてマスクを着用します。
- 投資主席へのご案内の際には、可能な限りゆとりのある配置で座っていただけるように配慮いたします。
- 会場各所にアルコール消毒液を設置いたします。
- 本投資主総会終了後に開催を予定しておりました本投資法人の資産運用会社である東京インフラアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、会場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にできる限り努めるために中止することといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2021年6月期に関する決算説明資料及び決算説明動画は、本投資法人のウェブサイト（<https://www.tokyo-infra.com/>）にてご覧いただくことができます。

なお、突然の会場の使用制限等や今後の状況の変化によって、やむを得ず本投資主総会の延期又は会場の変更等に関するお知らせを本投資法人のウェブサイト（<https://www.tokyo-infra.com/>）に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 変更の理由

本投資法人は、現行規約第14条において、投信法第93条に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなす旨を定めております（いわゆるみなし賛成制度）。しかしながら、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係及び投資法人の支配構造等に大きな影響を与える議案について、みなし賛成制度が適用されることにより、必ずしも投資主全体による熟議を通じた投資主の多数意思に従った判断がなされないまま提案が可決される可能性があるため、近時の投資主提案に係る議論も踏まえ、かかる一定の議案（以下「対象議案」といいます。）について、所定の手続に基づいて、一定の資格要件を備えた投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合にみなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うものです。

具体的な対象議案は、①執行役員又は監督役員の選任又は解任、②資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約、③解散、④投資口の併合及び⑤執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除に関する議案とします。

事前に反対の意思を表明することのできる主体は、公正性、公平性の観点から、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主及び本投資法人とします。

反対意思を表明する場合の手続要件は、①一定の資格要件を備えた投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。

以上の内容によるみなし賛成制度の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、みなし賛成に関する規定について変更を行うものです。（変更案第14条第3項及び第4項）

## 2. 変更内容

現行規約の一部を、次のとおり変更するものです。

(下線部は変更部分を示します。)

| 現 行 規 約                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第14条（みなし賛成）<br>1. （省略）<br>2. （省略）<br>（新設） | 第14条（みなし賛成）<br>1. （現行規約どおり）<br>2. （現行規約どおり）<br>3. <u>前2項の規定は、(i) 以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii) 以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。</u><br><u>(1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任</u><br><u>(2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約</u><br><u>(3) 解散</u><br><u>(4) 投資口の併合</u><br><u>(5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除</u><br>4. <u>第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。</u> |
| （新設）                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |



## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員永森利彦は、2021年10月10日をもって任期満了となりますので、2021年10月11日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案における執行役員の任期は、現行規約第18条第2項の定めにより、就任日である2021年10月11日より2年間とします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は2021年8月16日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されるものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

| ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                | 略歴及び重要な兼職の状況並びに<br>本投資法人における地位等 |                                         |
|-----------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------|
| なが もり とし ひこ<br>永 森 利 彦<br>(1959年8月12日生) | 1983年4月                         | 株式会社東海銀行（現・株式会社三菱UFJ銀行）                 |
|                                         | 1999年9月                         | 同 秘書室次長                                 |
|                                         | 2001年5月                         | 同 犬山支店長                                 |
|                                         | 2002年11月                        | 同 東支社法人営業部長                             |
|                                         | 2004年12月                        | 同 伊勢支社長兼支店長                             |
|                                         | 2006年6月                         | 三菱UFJ信託銀行株式会社（出向） 名古屋不動産部長              |
|                                         | 2009年10月                        | 株式会社三菱東京UFJ銀行（現・株式会社三菱UFJ銀行）<br>名古屋港支社長 |
|                                         | 2011年5月                         | 東海東京証券株式会社 名古屋戦略部長                      |
|                                         | 2014年4月                         | 東海東京アセットマネジメント株式会社 常務執行役員               |
|                                         | 2015年12月                        | 同 常務執行役員兼不動産金融事業本部長兼不動産ソリューション部長        |
|                                         | 2016年4月                         | 株式会社日本産業推進機構（出向）                        |
|                                         | 2016年10月                        | 同 中部北陸ファンド専務                            |
|                                         | 2016年12月                        | 同 中部北陸ファンド専務兼IRディレクター                   |
|                                         | 2019年6月                         | 同 顧問（現任）                                |
|                                         | 2019年6月                         | 東京インフラアセットマネジメント株式会社 代表取締役（現任）          |
|                                         | 2019年10月                        | 東京インフラ・エネルギー投資法人 執行役員（現任）               |

- ・上記執行役員候補者は、累積投資制度を利用することにより、本投資法人の投資口を保有しておりますが、2021年8月16日現在の保有口数は1口未満です。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である東京インフラアセットマネジメント株式会社の代表取締役です。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

- ・ 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しています。
- ・ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の保険契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。



### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2021年10月11日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第18条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は2021年8月16日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されるものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

| ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                | 略歴及び重要な兼職の状況 |                                     |
|-----------------------------------------|--------------|-------------------------------------|
| おぎ わら よし き<br>荻 原 良 紀<br>(1961年11月17日生) | 1984年4月      | 朝日生命保険相互会社                          |
|                                         | 2003年4月      | 同 ALMリスク管理ユニット ゼネラルマネージャー           |
|                                         | 2005年4月      | 同 資産運用企画ユニット ゼネラルマネージャー             |
|                                         | 2006年4月      | 朝日ライフアセットマネジメント株式会社(出向) オルタナティブ運用部長 |
|                                         | 2008年4月      | 朝日生命保険相互会社 財務企画担当 ゼネラルマネージャー        |
|                                         | 2010年4月      | 株式会社白洋舎(出向) 経営企画部部長                 |
|                                         | 2013年4月      | 朝日不動産管理株式会社(出向) 執行役員総務部長            |
|                                         | 2016年4月      | 同 執行役員監査室長                          |
|                                         | 2018年7月      | 東京インフラアセットマネジメント株式会社 資産運用本部長        |
|                                         | 2019年7月      | 同 執行役員資産運用本部長                       |
|                                         | 2019年10月     | 同 執行役員資産運用本部長 兼 資産管理部長(現任)          |

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である東京インフラアセットマネジメント株式会社の執行役員資産運用本部長 兼 資産管理部長です。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の保険契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員内藤加代子及び丸山貴生は、2021年10月10日をもって任期満了となりますので、2021年10月11日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案における監督役員の任期は、現行規約第18条第2項の定めにより、就任日である2021年10月11日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)               | 略歴及び重要な兼職の状況並びに<br>本投資法人における地位等                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1         | ない とう か よ こ<br>内 藤 加代子<br>(1949年5月2日生) | 1985年4月<br>1988年9月<br>1989年9月<br>1991年9月<br>2004年9月<br>2014年4月<br>2017年10月<br>2018年6月<br>2019年1月 | 弁護士登録、濱田松本法律事務所<br>Columbia University School of Law (LL.M. 取得)<br>Davis Polk & Wardwell法律事務所 (米国)<br>三井安田法律事務所<br>弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー<br>立命館大学法科大学院 非常勤講師 (現任)<br>東京インフラ・エネルギー投資法人 監督役員 (現任)<br>双日株式会社 社外取締役 (現任)<br>弁護士法人大江橋法律事務所 カウンセル (現任) |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)             | 略歴及び重要な兼職の状況並びに<br>本投資法人における地位等 |                                                           |
|------------|--------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 2          | しま だ やす お<br>島 田 容 男<br>(1969年2月2日生) | 1991年10月                        | 監査法人トーマツ（現・有限責任監査法人トーマツ）                                  |
|            |                                      | 1995年9月                         | 公認会計士登録                                                   |
|            |                                      | 2000年5月                         | Wharton School of University of Pennsylvania<br>(MBA取得)   |
|            |                                      | 2000年8月                         | JPモルガン証券会社（現・JPモルガン証券株式<br>会社）                            |
|            |                                      | 2001年8月                         | ドイツ証券会社（現・ドイツ証券株式会社）                                      |
|            |                                      | 2003年4月                         | フェニックス・キャピタル株式会社（現・エン<br>デバー・ユナイテッド株式会社）                  |
|            |                                      | 2004年11月                        | 株式会社江戸沢（現・株式会社焼肉坂井ホール<br>ディングス） 社外取締役                     |
|            |                                      | 2005年10月                        | コンピタント株式会社 マネージング・パート<br>ナー（現任）                           |
|            |                                      | 2007年12月                        | プリモ・ジャパン株式会社 社外監査役                                        |
|            |                                      | 2008年4月                         | 税理士登録                                                     |
|            |                                      | 2008年5月                         | コンピタント税理士法人 代表社員（現任）                                      |
|            |                                      | 2010年7月                         | 株式会社アイペット（現・アイペット損害保険<br>株式会社） 社外監査役                      |
|            |                                      | 2014年7月                         | NANAROQ株式会社（現・GRCS株式会社） 社外<br>監査役（現任）                     |
|            |                                      | 2014年10月                        | ネットスクウェア株式会社 社外取締役（現<br>任）                                |
|            |                                      | 2016年10月                        | 株式会社カントクグローバルコーポレーション<br>社外取締役                            |
|            |                                      | 2016年10月                        | 株式会社SCホールディングス（現・株式会社<br>ヴァティー） 社外監査役                     |
|            |                                      | 2016年10月                        | 株式会社ナインシグマ・ジャパン（現・ナイン<br>シグマ・アジアパシフィック株式会社） 社外<br>監査役（現任） |
|            |                                      | 2017年4月                         | 株式会社ぶんか社 社外監査役                                            |
|            |                                      | 2018年1月                         | レイフィールド株式会社 社外取締役                                         |
|            |                                      | 2020年4月                         | 株式会社ヒューマンクリエーションホールディ<br>ングス 社外取締役（現任）                    |

- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも、本投資法人の投資口を所有していません。
- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には、いずれも、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者内藤加代子は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の保険契約を再度締結する予定です。監督役員候補者内藤加代子は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、監督役員候補者島田容男は、監督役員に選任され就任した際には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

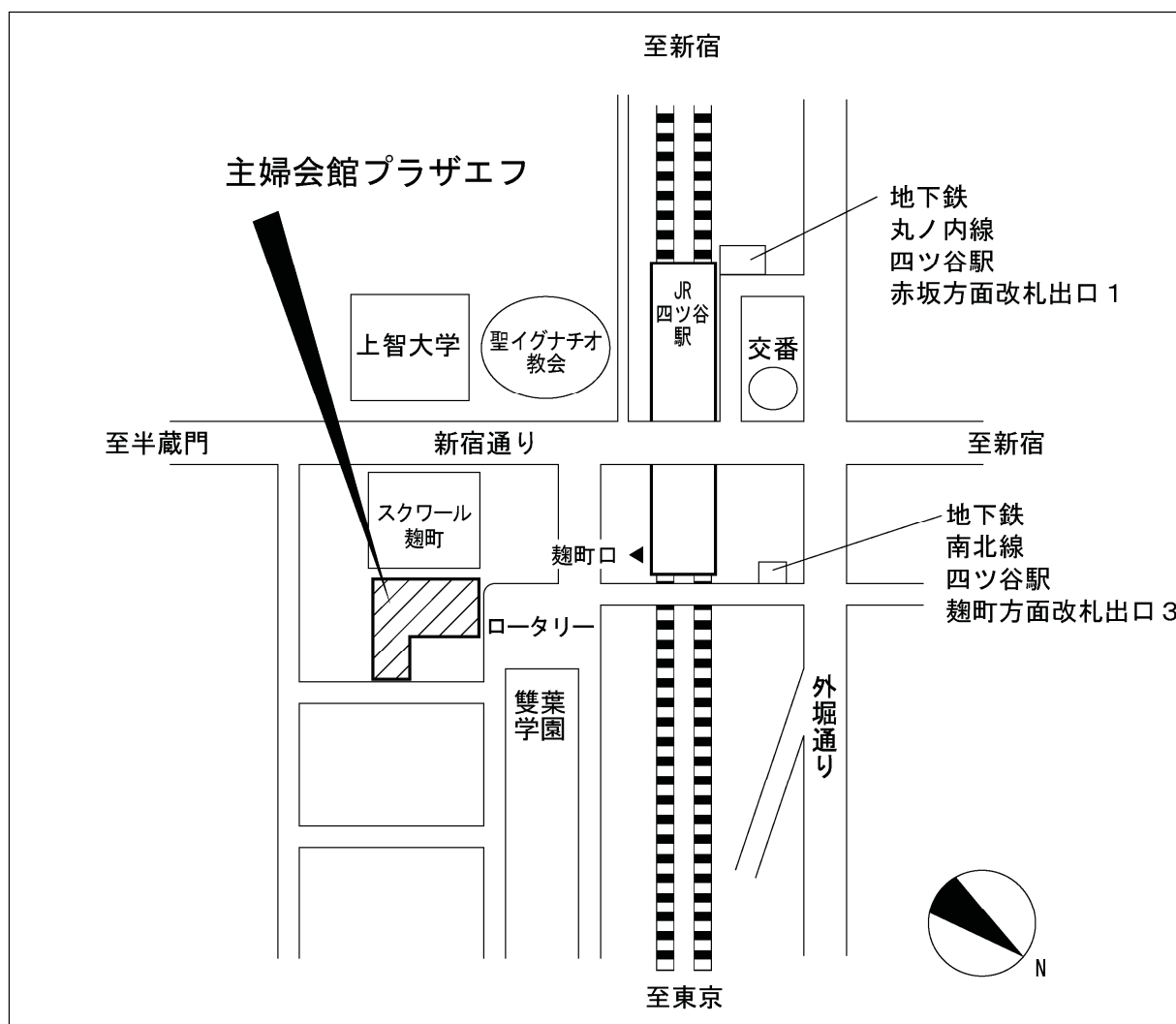
#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

## 第5回投資主総会会場ご案内図

- 会 場  
東京都千代田区六番町15番地  
主婦会館プラザエフ



■交通のご案内

- JR中央線（快速）／中央・総武線（各駅停車）：四ツ谷駅（麹町口）徒歩1分  
地下鉄（東京メトロ）丸ノ内線：四ツ谷駅（赤坂方面改札出口1）から徒歩3分  
地下鉄（東京メトロ）南北線：四ツ谷駅（麹町方面改札出口3）から徒歩3分

■お願い

- ・駐車場のご用意はいたしておりません。また、当日は会場周辺道路及び駐車場が混雑する可能性もございますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日はお土産を用意いたしておりませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

開催場所が前回と異なりますのでご注意ください。